

2020年10月12日

大学院生・教員のみなさまへ

## 新型コロナウイルス流行にともなう研究倫理審査に関わる手続きの変更

研究倫理審査委員会  
委員長 川原由佳里

今般の新型コロナウイルス流行により、当面の期間、研究倫理審査に関わる手続きを下記の通り変更します。

### 記

#### 1. <新規申請>の提出方法

1) 申請書類はかならず提出前にメールで指導教員に確認してもらってください。

2) 指導教員に署名をもらう手続きを簡略化するため、1)の確認作業でやりとりしたメールの本文をWord文書にコピーペーストし、申請書類とともに必要部数、提出してください。(新規申請の場合…個人情報あり 3部/個人情報なし 3部)  
メール文書の場合も、申請者・指導教員氏名、メールアドレス等、個人情報をブラインド処理してください。

3) 郵送での提出を受け付けます。かならず、書留・レターパック等、追跡が可能な郵送手段にて送ってください。

新規申請の場合、消印有効ではなく、申請期日必着とします。

※2020年度研究倫理審査申請日程は4月中旬にHP等で公表予定です。

4) 申請書類の電子メールによる提出・回答はできませんので、ご注意ください。

#### 2. <条件付き承認>や<変更の勧告>の場合の再提出方法

上の1. <新規申請>の提出方法とほぼ同じです。

条件付き承認の場合は、締切日必着ではなく、消印有効でかまいません。

変更の勧告の場合は、再審査となりますので、申請期日必着で送付してください。

#### 3. <変更届>の提出方法

承認後に計画を変更せざるを得ない状況が生じた場合は、変更届を提出してください。

詳細はホームページをご覧ください。

1) 承認後の変更届、最新版の研究計画書(資料等を含む)を各2部提出してください。

これに加えてメールで指導教員が確認したことを証明するメールの文書を2部提出

してください（ブラインド処理は不要です）。

#### 4. 審査結果の通知方法

- 1) 審査結果はまず事務局からメールで通知します。
- 2) 返信用封筒（書留・レターパック等）をご用意いただいた方には、結果通知書を送付します。
- 3) メールにより＜承認＞の結果、申請番号、承認日が通知されたら、研究を開始してかまいません。研究開始にあたり学長印のある証明書は必要ありません。大学施設に入れるようになったら窓口で直接受け取ってください。
- 4) ＜条件付き承認＞、＜変更の勧告＞の場合は、メールにて審査結果をお送りします。窓口に取りに行く必要はありません。
- 5) なお、電話による結果内容のお問合せについてはお答えできませんので、ご注意ください。

以上